まちづくのナビ

前回に引き続き、「立地適正化計画」における「居住誘導区域」を設定する段階的抽出方法に ついてご説明します。

誘導区域の設定 方法を2回に分 けて解説するね。 今回は、ステップ 2と3だよ

笠間特別観光大使 笠間のいな吉®

居住誘導区域を設定する段階的抽出方法

【ステップ1】

原則として誘導区域に 含めない区域を抽出する

【ステップ2】

積極的に居住誘導を図る べき区域を抽出する



【ステップ3】

都市計画と照らし合わせ 居住誘導区域を設定する

居住に適さない区域・安全性が確保し にくい区域を抽出(詳細は前回参照)

五つの視点で誘導を図るべき区域を抽出します ステップ2

想点1 **国常生活制関性が高い区域**

- ○福祉・医療・商業・教育施設等の徒歩圏*が重なる区域
 - •福祉施設…高齢者福祉施設(介護施設)
 - ・医療施設…内科または外科を有する病院・診療所
 - ・商業施設…食料品を購入できる店舗
 - ・教育施設等…子育て施設(幼稚園等)・小中学校
 - * 右図下の「いな吉コメント」を参照

視点2 人口集造の可能性が高い区域

- ○将来も人口密度を維持できると予想される区域
 - 2035年時点の人口密度が「20人/ha」以上*の区域 *「将来人口・世帯予測ツール」(国土技術政策総合研究所)による推計

視点8 公共交通が充実している区域

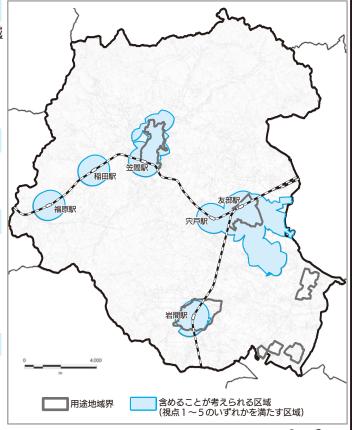
- ○公共交通(鉄道・バス)が充実している区域
 - 便数が多い主要な鉄道駅*1 の徒歩圏
 - ・ 便数が多い主要なバス停*1 の徒歩圏 (半径 300m)*2
- *1一般的に一日あたり片道30本以上(または1時間あたり3本以上)の 運行を基準とした機関
- *2 バス停は利用者の範囲を考慮して、徒歩圏半径 300mを採用

視点4 特に良好な市街地環境が整った区域

- ○都市基盤施設が整った区域
 - ・土地区画整理事業や開発行為などにより、都市基盤施設 (インフラ) が計画的、一体的に整備され、市街地とし て特に良好な環境を有する区域

視点 5 上位計画で位置付ける拠点等の区域

- ○上位計画で位置付けのある拠点等の区域
 - ・立地適正化計画の上位計画にあたる笠間市総合計画など において、各種都市機能を配置する拠点として位置づけ られている区域(例 友部駅周辺など)



各施設からの「徒歩圏」は、一般的な徒歩圏 である半径800m (徒歩10分圏域) を採用し ているよ。



ステップ3 都市計画と照らし合わせ居住誘導区域を設定します

ステップ 1 (含めない区域) に該当しない区域 かつ

ステップ2(含めることが考えられる五つの視点)を満たす区域

左記を満たす区域を踏まえ、都市計画と 照らし合わせて居住誘導区域として設定

【問い合わせ】都市計画課(内線 586)

次回は、居住誘導区域などについてお知らせします。